

参考資料

## 防災教育チャレンジプラン

# 災害時要援護者避難訓練 要領



平成 23 年 2 月

西大和 6 自治会連絡会

## 目 次

1. はじめに	2
2. 背景・経緯	3
3. 実施経緯	4
4. 災害時要援護者対策	5
1) 災害時要援護者の定義	5
2) 町内関係諸機関の要援護者安否確認	5
3) 災害時要援護者安否確認登録台帳	6
4) 災害時要援護者の募集	6
5) 災害時支援者（助ける人）の募集	7
4. 災害時要援護者登録台帳	8
5. 災害時支援者（助ける人）登録	10
6. 災害時要援護者避難訓練	11
1) 第1回避難訓練	11
2) 第2回避難訓練	13
7. 経費	20
8. 成果と今後	21
9. 参考資料	
1) 擬装装具	22
2) 避難誘導ルート図（第1回目避難訓練）	23
3) 要援護者発見状況情報記録	24
4) 参考文献・資料	25

## 1. はじめに

この災害時要援護者避難訓練要領は、「2010 防災教育チャレンジプラン」で1年間取り組んできた活動を記録し、次ステップの基礎となるよう、また、これから新規に取り組もうとする方々のご参考となるよう、まとめたものである。

災害時要援護者対策を、計画から実施まで、僅か1年間で実行したわけであるが、日程の関係で十分検討する時間がかけられなかったことは事実であり、当初より予測はしていた。したがって、取り敢えず実行してみて、今年度は問題点を抽出・把握して、次年度に更に良いものにすることを目標設定とした。

実行してみて、登録台帳の更新や管理について、継続しなければ意味がないことが分かり、そのため、できるだけ簡素化したものにするのが肝要となる。また、全戸別訪問するうちに様々なご意見も頂いたので、それらを参考に今後どのようなものにするか、さらに検討を加える必要がある。

本書が、これから始めようとする方々のご参考となれば幸甚であり、また、ご指導をいただいたチャレンジプランの実行委員の先生方、奈良県安全安心まちづくり推進課の方々、推進にご協力をいただいた上牧町役場を初め、関係諸団体の方々に、深く感謝する次第である。

平成 23 年 2 月

## 2. 背景・経緯

これまで西大和6自治会連絡会は、7年ほど前より自主防災活動として、災害時、住民の最も関心のある地震災害時についての対応を取るべく、災害時救出用資機材倉庫を各自治会ごとに設置し、資機材の備蓄を図り、また独自の地震災害対策マニュアル(現、災害対策マニュアル)を作成し、住民の啓蒙を図り、防災訓練や初期消火訓練を実施してきた。

しかし、災害時要援護者対策に取り組まなければ、いざという時の助け合いにならないのではないかと考えていた。ただ、この課題に取り組むには、町行政や関係諸機関の協力が是非とも必要であるので、以前より機会や町行政の動きを窺っていた。

そこに、奈良県防災チャレンジ事業関連で、安全・安心アドバイザーの研修会に参加している時に、この「2010年防災教育チャレンジプラン」のお話があった。

国のプロジェクトに参加できれば、県はもちろん、町行政の協力が得られるであろう、絶好のチャンスとして手を挙げた次第である。しかしこれまで素地ができていないので、そこで取り敢えず、やってみて問題点の把握をしよう、そして今後に繋がればよいのではないかという考えでスタートした。当初は西大和6自治会連絡会主導で、6つの自治会でやろうとしたが、年度替わりの自治会長の交代などで、6つの足並みがそろわず、1構成員である桜ヶ丘2丁目自治会主導で、桜ヶ丘2丁目町内でプランを計画し、実施した。

チャレンジということで、新規に「災害時要援護者避難訓練」を、教育ということで、これまで5年間継続してきた「子どもサバイバルキャンプ」の2つの異なるテーマを挙げた。幸いにも2010年2月に行われた最初の発表会で、ワークショップ評価として、ある実行委員の先生より「2つのテーマがバラバラに展開されるのではなく、最大限リンクし、相乗効果をもつよう工夫していただきたい。」という大変ありがたいお言葉を頂いた。

そこで災害時要援護者避難訓練にも、子どもサバイバルキャンプの一環として、子ども(小学生高学年)も大人と同じメニューを、子どもだけで行わせた。結果、子どもは大人が顔負けするような、真剣かつ上手にこなせたと思う。このようにして、2010年8月に第1回の避難訓練を実施した。その後、災害時要援護者安否確認台帳を作成、登録すべく、2010年9月より11月にかけて、桜ヶ丘2丁目自治会全戸を戸別訪問した時に、要援護者にとどまらず支援者(助ける人)も必要ですねという声が多々あり、並行して説明し、災害時支援者の募集を行った。結果、要援護者の3倍に達する支援者を登録することができた。支援者の登録が2010年12月に確定したため、その支援者を主体に再度2011年1月に、避難訓練を行うことにした。あまりに反響が大きかったため、機を失うことなく実施したわけである。結果、訓練の1週間前に予備的に説明会を行い、説明会・避難訓練当日とも約120名の方々が参加し、「ご近所で助け合おう、お互い様ですから」という機運が一気に盛り上がった。また、自治連合会にも案内を出していたため、訓練当日は8人の自治会長が、そしてある自治会では8名の役員が見学をされ、上牧町内にも機運が高まった。

### 3. 実施経緯

- 2月13日(土) 「2009年防災教育チャレンジプラン」最終報告会、2010年組みの発表  
14日(日) 同上2010年説明会
- 3月26日(金) 町長説明会  
町長、教育長、総務部長、教育部長、福祉部長、社会福祉協議会、  
消防長、民生・児童委員、シルバークラブ、自治会長 参加  
町長が会議を開く。
- 4月10日(土) 準備委員会(第1回)  
4月16日(金) 泉大津市へ、先進事例の勉強に行く。  
泉大津市役所に、松之浜自治会方々のご紹介と取り組みの説明をしてい  
ただく。
- 5月6日(木) 準備委員会(第2回)  
5月28日(金) 準備委員会(第3回)  
7月11日(日) 準備委員会(第4回)  
8月15日(日) 実行委員会  
8月21日(土) (午前) 「災害時要援護者避難訓練」実施  
(午後) 「子どもサバイバルキャンプ」実施  
22日(日) (午前) 「子どもサバイバルキャンプ」実施
- 9月17日(金) 総括と反省会  
10月 戸別訪問による要援護者の確認  
10月25日(土) 「2010年防災教育チャレンジプラン」中間発表会  
26日(日)
- 10月 戸別訪問による要援護者の確認  
11月 戸別訪問による要援護者の確認  
災害時支援者(助ける人)募集
- 11月15日(月) 第2回災害時要援護者避難訓練打合せ(第1回)  
11月30日(火) 第2回災害時要援護者避難訓練打合せ(第2回)
- 12月 災害時要援護者安否確認登録台帳・災害時支援者(助ける人)登録台帳  
資機材の調達
- 12月15日(水) HUG打合せ  
12月18日(土) 第2回災害時要援護者避難訓練打合せ(第3回)  
1月5日(水) 第2回災害時要援護者避難訓練打合せ(第4回)  
1月9日(日) 第2回災害時要援護者避難訓練 説明会  
1月16日(日) 第2回災害時要援護者避難訓練 実施と総括

#### 4. 災害時要援護者対策

##### 1) 災害時要援護者の定義

国や県のものから他の先進的な自治会ものを参照したが、自治会が自発的に行う活動であり、自治会員の意志を尊重し、また、広く助け合おうとすることにした。すなわちここでは、広く採り、1人では町指定の一時避難所へ行けない人とした。したがって、

- ・ 歩行困難な方
- ・ 独居の高齢者
- ・ 独居でなくても高齢者
- ・ 障害をお持ちの方
- ・ 乳幼児
- ・ 妊婦
- ・ 寝たきりの方

等々

##### 2) 町内関係諸機関の要援護者安否確認

災害時要援護者避難訓練の計画に先立ち、町内の関係諸機関が要援護者安否確認をどのようにしているのか、ヒアリングを行い、以下が分かった。

###### ● 消防署・町役場福祉課

- ・ 緊急ペンダントと称する電話通信機を65歳以上の独居・非課税所得者に希望があれば渡している。3つの連絡場所が登録されていて、第1優先順位、第2優先順位、最後は警察署となっている。

###### ● 民生・児童委員

- ・ 平成18年民生委員制度創立90周年記念事業で「民生委員・児童委員発災害時一人も見逃さない運動」を展開
- ・ 住民の台帳を持っているが、個人情報保護のため出さない
- ・ 65歳以上独居老人を対象に、災害時一人も見逃さない運動を展開

###### ● 社会福祉協議会

- ・ 要援護者対策や防災・減災の取り組みを展開
- ・ 災害ボランティアセンターとしてコーディネート準備を展開

###### ● 上牧町役場

- ・ 防災計画書の見直し
- ・ 要援護者対策として、災害時要援護者支援モデル事業の取り組み、展開中

###### ● 上牧町桜ヶ丘シルバークラブ

- ・ 友愛活動として、80歳以上の独居老人を月1回訪問

● 上牧町役場 生き生き対策課

- ・ 保健師が保健事業の一環で、1才児検診などの定期検診の合間に、概ね70歳（対象は65歳以上）以上の独居老人を訪問している。但し、夫婦であったり、若い人が同居していれば対象外

結果、問題点として

- ・ 各関係諸機関が独居老人を対象にそれぞれ行っているが、縦割りで横連絡がない。
- ・ 対象者を限定しているため、現実的には漏れがある。
- ・ 個人情報保護の問題で、消極的な面がみえてくる。
- ・ 関係諸機関は、それぞれ情報は有しているが災害時の初期救出活動はできない。

したがって、今後は初期救出活動ができる自治会が主体となり、関係諸機関との協働が必要で、そのためネットワークづくりが必要となろう。

### 3) 災害時要援護者安否確認登録台帳

まず、災害時要援護者対策の先進事例として国のプロジェクトを参考にした。しかし、それらは行政主導型であり、自治会が自主的に取り組むものには、必ずしも、そぐわないものがあつた。

そこで、基本は手上げ方式・同意方式を採り、あくまで個人の意思であるとした。数回の準備委員会で、災害時要援護者安否確認台帳を検討して、最終的に添付資料のように「災害時要援護者安否確認名簿登録申請書兼台帳」を作成した。骨子は、手上げやすいように工夫し、個人情報保護の観点と広く誰でも募集するというものである。個人情報保護からは、様式をできるだけ簡素化し、台帳の管理は全体を自治会長のみ、ブロックごとにはブロック委員とした。広く募集の観点からも、簡素化を図り、記入する方の立場になり考慮した。

災害時要援護者避難訓練を計画するのに、大半の時間をこの様式づくりに費やした。

### 4) 災害時要援護者の募集

募集にあたり、まず自治会定例会で説明し、合議を得た後、全戸に趣旨説明書を配布した。自治会長とブロック委員が訪問するので、ご希望があればということと個人情報の問題もあるので、管理は全体が自治会長のみ、ブロック内(10数軒)はブロック委員のみということが募集に際しての趣旨であつた。

訪問には、夕方であれば留守が少なく効率的の回れるという判断から、夕方の1時間くらいに絞つた。長くなれば、夕食の支度などに差し支え、お話も十分にできないであろうと判断したからである。結果、約400世帯を回るのに約3ヶ月を費やした。

## 5) 災害時支援者(助ける人)の募集

災害時要援護者の募集に回っている時に、いろいろお話している中で「助けられる人もさることながら、助ける人も必要ですね」というご意見がいくつか出始めた。

これは、事前に趣旨説明の書類を全戸配布して、タイミング良く各戸を訪問したので、内容は良くご存じで、話は早く、またいろいろご質問にも誠意をもってお答えしたのが、功を奏したと思われる。

結果、急速、災害時支援者(助ける人)の募集にかかるが、時間的にも押し迫った11月になってからのことであった。

災害時要援護者(助ける人)の登録募集の様式も、記入が簡単なようにお手伝いいただけることを具体化して、番号で登録するようにした。(添付資料)

結果、約400戸、約1200人のうち、災害時要援護者としての登録者は67名、支援者(助ける人)の登録者は233名の多きを得た。要援護者の中には、若い人の1人暮らしもあったことは予想外であった。また、要援護者の3倍に近い方が支援者となっていたことも、関心の高さがうかがわれる。

ここに、有事の際、「皆で助け合おう、お互い様ですから」という、向こう三軒両隣り、隣保愛、の機運が盛り上がったことは、当初の予想以上であった。その証拠に、23年1月にこれらの支援者を対象に、新たに入手した無線機等を利用して、再度災害時要援護者避難訓練を行ったが、約120名の方々の参加を得た。当日の1週間前に、災害時救出用資機材倉庫の中の資機材の説明をし、三角布や無線機の練習も行う説明会を開いた。これにも約120名の方々が参加した。なお、訓練当日には、自治連合会(23自治会)へ案内状を出したこともあり、8名の自治会長と、ある自治会では8名の役員が、見学に来られた。先駆的な役割を果たし、上牧町に自主防災や高齢化社会への対応の関心が浸透してきたものと考えられる。



5. 災害時要援護者確認台帳

正式には「災害時要援護者安否確認名簿登録申請書兼登録台帳」と称する。



No. \_\_\_\_\_

上牧町桜ヶ丘2丁目自治会

災害時要援護者安否確認名簿登録申請書兼登録台帳

名簿登録者				年	月	日現在
ふりがな		性別		ふりがな		性別
氏名		男・女		氏名		男・女
生年月日(西暦)			生年月日(西暦)			
明・大・昭・平	年生れ( )	才	明・大・昭・平	年生れ( )	才	
電話		電話		携帯電話		
住所	〒639-0202 上牧町桜ヶ丘2丁目		番 号	東 西	ブロック	

【特記事項】※心身の状態等を含め、援護を受ける場合に配慮してほしい事などを記入して下さい。


家族構成 ※できるだけ同居 されているご家族 をご記入ください。	氏名	登録者との関係	年齢	氏名	登録者との関係	年齢

緊急時の連絡先			
ふりがな		登録者との関係	
氏名		氏名	
住所	〒	住所	〒
電話		電話	
携帯電話		携帯電話	
※あなたとの関係 (○で囲って下さい) 家族・親戚・友人・ヘルパー等・その他 ( )		※あなたとの関係 (○で囲って下さい) 家族・親戚・友人・ヘルパー等・その他 ( )	

桜ヶ丘2丁目自治会長様

私は災害時に地域の安否確認を受けたいため、上記の内容を台帳に登録することに同意します。

平成 年 月 日

本人又は代理人 住所 〒 \_\_\_\_\_  
電話 ( ) - \_\_\_\_\_ 携帯電話 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ ㊟ (代理人の場合/続柄: \_\_\_\_\_)

この台帳に記載された情報については、桜ヶ丘2丁目自治会長が管理します。また、この台帳に記載された情報は、災害時の要援護者支援活動のみに利用するものであり、他の目的には利用しません。

その記入例



**記入例**

上牧町桜ヶ丘2丁目自治会

No. \_\_\_\_\_

**災害時要援護者安否確認名簿登録申請書兼登録台帳**

名簿登録者		2010年07月31日現在			
ふりがな	さくらがおか たらう	性別	ふりがな	さくらがおか はなこ	性別
氏名	桜ヶ丘 太郎	(男) 女	氏名	桜ヶ丘 花子	男 (女)
生年月日(西暦)			生年月日(西暦)		
明・大(昭)・平 15年生れ(1940) 70才			明・大(昭)・平 18年生れ(1943) 67才		
電話	0745-12-3456	電話	0745-12-3456		
携帯電話	090-0000-0000	携帯電話	なし		
住所	〒639-0202 上牧町桜ヶ丘2丁目 1 番 30号				(東) 1ブロック (西)

**【特記事項】** ※心身の状態等を含め、援護を受ける場合に配慮してほしい事などを記入して下さい。

足が不自由で、すぐに動くことも出来ず、障害者手帳も持っています。  
 まだ、周りに親戚もおらず不登です。

家族構成	※できるだけ同居 されているご家族 をご記入ください。	氏名	登録者との関係	年齢	氏名	登録者との関係	年齢
		桜ヶ丘 一郎	長男	40	桜ヶ丘 ぞう	孫	11
		桜ヶ丘 春子	長女	37	桜ヶ丘 きりん	孫	9
					桜ヶ丘 あひる	孫	5

緊急時の連絡先					
ふりがな	さくらがおか じろう	登録者との関係	ふりがな	かたおか だい あきこ	登録者との関係
氏名	桜ヶ丘 二郎	弟	氏名	片岡 秋子	-
住所	〒000-0000 大阪府中央区中ノ島0丁目00番00号		住所	〒639-0000 奈良県北葛城郡上牧町片岡台0丁目0番00号	
電話	06-7777-4321		電話	0745-88-1234	
携帯電話	090-0000-0000		携帯電話	090-0000-0000	
※あなたとの関係 (○で囲って下さい) 家族 (親戚) 友人・ヘルパー等・その他 ( )			※あなたとの関係 (○で囲って下さい) 家族・親戚 (友人) ヘルパー等・その他 ( )		

桜ヶ丘2丁目自治会長様

私は災害時に地域の安否確認を受けたいため、上記の内容を台帳に登録することに同意します。

平成 22 年 7 月 31 日

本人又は代理人 住所 〒639-0202 奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘2丁目1番30号  
 電話 (0745) 12 - 3456 携帯電話 090-0000-0000  
 氏名 桜ヶ丘 太郎 (秘) (代理人の場合/続柄: )

この台帳に記載された情報については、桜ヶ丘2丁目自治会長が管理します。また、この台帳に記載された情報は、災害時の要援護者支援活動のみに利用するものであり、他の目的には利用しません。

## 6. 災害時支援者(助ける人)登録

災害時支援者(助ける人)名簿作成へのご協力依頼をした自治会回覧を示す。

平成 22 年 11 月 22 日

### 災害時 支援者(助ける人)名簿作成へご協力お願い

桜ヶ丘2丁目自治会  
会長 椎木 固

災害時要援護者安否確認登録申請者 及び 要援護者を助ける人「支援者」のお願いで9月15日より約2ヶ月訪問させていただきました。大変ご協力いただきありがとうございました。

つきましては、訪問時「支援者」になって頂く意思表示をされた方、お仕事等でお会いできなかった方、是非、「支援者」に登録して頂きますようお願いいたします。

## 災害時支援者(助ける人)登録 をしていただけませんか

大地震・火災などの災害時、桜ヶ丘2丁目がピンチのときに、自分の専門知識、資格や、得意なことを活かして地域の人を助ける。そのような方を「災害時支援者」と呼ぶことにしました。桜ヶ丘2丁目自治会では、あなたの力を登録しておいて、緊急時に活かすため「災害時支援者」の登録をお願いいたします。

◎「災害時支援者」とは

- ◆緊急時のボランティアです。
- ◆ご登録者に義務を課すものではありません。
- ◆緊急時にはご家族の安全を確認後に、力をお貸しください。
- ◆災害時要援護者避難訓練、防災訓練、イベントにご協力ください。
- ◆年齢制限はありません。中・高生、大学生もお願いします。

☆専門知識・資格など

1. 医師
2. 看護師
3. 鍼灸師
4. マッサージ師
5. 消防士
6. 建築士
7. 電気工事士
8. ビル設備関連
9. 重機操作

☆趣味・芸能・その他

10. 日曜大工
11. パソコン
12. 子守
13. 高所作業
14. 料理(炊き出し)
15. 買い物
16. カ仕事
17. 話し相手
18. 手品
19. 漫才
20. 歌
21. 舞踊
22. 安否確認
23. 特別なことはできませんが お手伝いは協力出来る

皆様の積極的なご登録、ご協力をお願いいたします。

尚、ご登録いただいた情報は「桜ヶ丘2丁目」の災害時、災害時要援護者避難訓練、防災訓練、イベントにおいてのみ使用し、情報の管理は責任を持って「桜ヶ丘2丁目自治会」会長 及び 防災防犯部長が行ないます。

(ご記入後、出来るだけ早くブロック委員へお渡しください。ブロック委員は高内副会長 東4-6へ)

桜ヶ丘2丁目自治会 会長 様

#### 災害時支援者登録申請書

氏名	年齢	性別	住所	電話番号	特技 又は お手伝いいただけること
			-	-	
			-	-	
			-	-	

## 7. 災害時要援護者避難訓練

### 1) 第1回避難訓練

22年8月22日に災害時要援護者避難訓練を行った。この時点では、まだ要援護者の登録は実施していなかったが、時間的な制約から、それとは切り離して行った。

社会福祉協議会より擬装装具（ボランティア体験学習用福祉機材 添付）を借りて、それを装着した人を要援護者に見立てて訓練を行った。

- ・ 先ず大人の部を3班、A, B, C班を編成し、そして子ども(小学生高学年)の部も3班、D, E, F班を編成した。
- ・ 1班には安否確認2~3名、情報班2名、救助隊3~6名、要援護者1名とし、子どもの部には2名の指導員を配置した。
- ・ 本部には本部情報班、救助班を設置した。
- ・ 情報伝達には電話が不通という設定で、無線機(トランシーバー)を使用した。
- ・ 要援護者がいる場所は、地域が均等になるよう、予め決めておいた。

実際に発災すれば、自分のご家族の安否確認後、ご近所を見て回り、一時避難所にある自治会の災害対策本部へ連絡に走るわけである。しかし、訓練では摸式化して、安否確認班が本部へ駆けつけ、無線機を持った情報班が現地へ赴き、要援護者の様子や必要な救出道具を本部に連絡し、本部は救助隊の出動を依頼して、現地へ派遣する。そして、救出後、要援護者を一時避難所の本部までお連れする。その後、要援護者は応急手当を受けるという手順で行った。

無線機と避難ルート図



救出へ



連絡の確認



救出現場



救出



誘導・搬送



避難所へ到着



本部確認



子どもの部

子どもの部 説明



説明

出発



子ども本部

救出出動



救出隊到着



誘導・搬送



到着



本部へ報告



## 2) 第2回避難訓練

平成23年1月16日(日)に第2回災害時要援護者避難訓練を行った。これは前述のように、新たに手を挙げて頂いた災害時支援者(助ける人)を主体に、そして新たに購入した無線機等を駆使して、再度行った。また、事前に、1週間前に予備的な知識を得て頂くために、説明会を行った。以下は第2回目の特徴である。

### ● 説明会では

- ・ 災害救出用資機材の説明をし、応急手当としての三角布の実施訓練、無線機の使用練習、簡易トイレの使用訓練を行った

### ● 避難訓練で第1回目にさらに工夫を加えた

- ・ 要援護者がどこにいるか分からないよう、ブラインド方式にした。
- ・ 道路上の障害物(倒れた電柱など)を設定した
- ・ 要援護者発見状況情報記録を準備し、安否確認から避難所の医師まで利用し、トリアージを医師、看護師で行い、要援護者の仕訳をした。(次頁より示す)

要援護者発見状況情報記録 その1

安否確認班が現地で要援護者の様子を本部へ連絡

**要援護者発見状況情報記録** 上牧町桜ヶ丘2丁目自治会

◆発見状況  
 16日10時20分 通報者( ) 本部情報担当者( )

氏名	年齢	性別	発見場所(住所)
	72歳	男	桜2-8-20
要援護者の位置		要援護者登録	
屋外 室内1F 室内2F 不明		あり なし 不明	
意識レベル(反応)		呼吸	歩行
あり なし 不明		あり なし 不明	可 不可 不明
外傷	外傷状態		
あり なし	手足底部切創(出血あり)		
その他の情報			

◆必要機材  
 担架 車椅子 リヤカー 毛布 三角巾 飲料水  
 ジャッキ バール チェーンソー その他( )  
 救助・搬送必要人員 2名 不明

◆一時避難所着 日 時 分

◆救出時の特記事項 記入者名( )

◆医師・看護師所見 医師・看護師 氏名( )

● 待機群 ● 準緊急治療群 ● 緊急治療群 ● 死亡群

◆処置  
 避難所収容 救護所待機 救急搬送 搬送先( )  
 その他



要援護者発見状況情報記録 その2

本部で本部情報班が2通記録し、1通を救助班へ

1038号

花 要援護者発見状況情報記録 上牧町桜ヶ丘2丁目自治会

◆発見状況  
16日 10時19分 通報者(花2.) 本部情報担当者( )

氏名	年齢	性別	発見場所(住所)
●	72歳	男	桜2-2-20
要援護者の位置		要援護者登録	
屋外	室内1F	室内2F	不明
あり	なし	不明	不明
意識レベル(反応)		呼吸	歩行
あり	なし	不明	不明
あり	なし	不明	可
外傷	外傷状態		
あり	なし		
その他の情報			
左足中指、出血あり			

◆必要機材  
担架 車椅子 リヤカー 毛布 三角巾 飲料水  
ジャッキ パール チェーンソー その他( )

救助・搬送必要人員 名 不明

◆一時避難所着 日 10時40分

◆救出時の特記事項 記入者名( )

◆医師・看護師所見 医師・看護師 氏名( )  
左下脚、外傷(増田氏)

● 待機群    ● 準緊急治療群    ● 緊急治療群    ● 死亡群

◆処置  
避難所収容 救護所待機 救急搬送 搬送先( )  
その他





要援護者発見状況情報記録 その3

救助班から救護班の医師へ 医師、看護師によるトリアージ

1038番

**要援護者発見状況情報記録** 上牧町桜ヶ丘2丁目自治会

◆発見状況  
 16日 19時 分 通報者(花2.) 本部情報担当者( )

氏名	年齢	性別	発見場所(住所)
花子	72歳	男	桜2-2-20
要援護者			要援護者登録
屋外	室内1F	室内2F	不明
あり	なし	不明	あり なし 不明
意識レベル(反応)		呼吸	歩行
あり	なし 不明	あり なし 不明	可 不可 不明
外傷	外傷状態		
あり なし	左足が、出血あり		
その他の情報			

◆必要機材  
 担架 車椅子 リヤカー 毛布 三角巾 飲料水  
 ジャッキ バール チェーンソー その他( )

救助・搬送必要人員 名 不明

◆一時避難所着 日 16時 40分

◆救出時の特記事項 記入者名( )

◆医師・看護師所見 医師・看護師 氏名( )  
 花子、外傷(増田氏)

● 待機群 ● 準緊急治療群 ● 緊急治療群 ● 死亡群

◆処置  
 避難所収容 救護所待機 救急搬送 搬送先( )  
 その他



- 避難訓練は大人の部3班、子ども（小学校高学年）の部1班の4班を編成した。
- 一時避難所で、救護班に医師と看護師を配置した また簡易トイレも設置した
- 一時避難所の運営を議論するのにHUG（避難所運営ゲーム）を同時に実施した
- 最後に、全員で総括と反省を行った

手順は第1回と同様であるが、医師、看護師によるトリアージも取り入れた。

全体説明後、先に要援護者に配置してもらい、時間の短縮のため、安否確認と情報班はその後同時に出発し、要援護者が担当地域のどこにいるか確認に行った。要援護者を確認した安否確認と情報班は直ちに本部へ連絡し、要援護者がどのような状態にあるのか報告し、搬送手段、すなわちリヤカーか、車椅子か、担架か、その他必要なものを連絡し、救助隊の出動を要請した。連絡を受けた本部は、その旨を記録すると同時に救助隊を出動させた。一時避難所へ搬送された要援護者は医者、看護師によるトリアージを受け、応急手当ても受けた。

また避難所では、水が断水という想定で、簡易トイレを組み立てた。

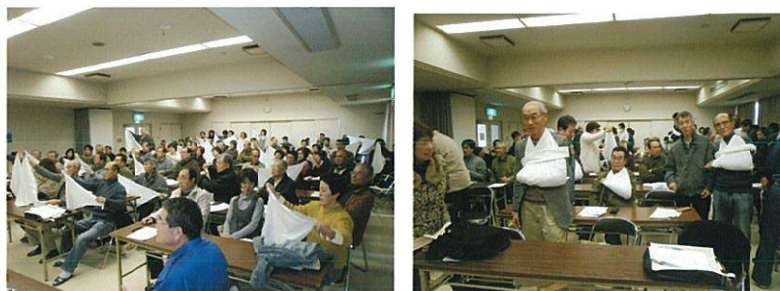
同時に、別の班は同時に一時避難所の2階で、避難所の運営を管理をどのようにするのかHUG（避難所運営ゲーム）を実施した。町指定の避難所である小学校の体育館の平面図を用いて議論した。

## ●事前説明会

### 災害救出用資機材の説明



### 三角布の練習



無線機の練習



●避難訓練

町長挨拶

避難所玄関

無線機使用再確認



本部との連絡

応急手当

搬送



本部

子ども本部

搬送



搬送

医療班



医師・看護師によるトリアージとケア



●HUG(避難所運営ゲーム)



●簡易トイレ組立て説明



●総括と反省



## 8. 経費

機器費	無線機	3	台	135,240	購入
	電波使用料	1	式	760	
	無線機	5	台	24,150	レンタル
	同送料	1	式	1,200	
	無線機	4	台	330,119	基地局1、子機3
	発電機	1	台	107,520	ガスボンベ発電機
	HUG	1	組	6,910	送料共
	車椅子	2	台	30,000	
		小計		635,899	
雑費	三角布	1	式	5,000	
	救急箱・医療品	1	式	16,741	
	事務用品	1	式	2,860	
	昼食(おにぎり)	1	式	28,500	
	飲み物他	1	式	11,700	
	コピー代	1	式	10,300	
	書籍代	1	式	4,725	
	交通費	1	式	53,300	
	OA サプライ	1	式	86,795	印刷物用
	謝礼金	1	式	65,660	交通費
	雑費	1	式	26,380	
		小計		311,961	
	合計		947,860		

## 9. 成果と今後

成果については以下の3点が挙げられる。

- 1) 町行政や関係諸機関との協働の意識高揚  
防災に関して、初めて自治会が町役場総務課、社会福祉協議会、民生児童委員などと協働して訓練にあたった。
- 2) 地域の「助け合い、お互いさま」の意識高揚  
要援護者登録募集で、全戸を戸別訪問している時に、支援者(助ける人)も必要ですねというご意見から急速支援者募集となり、ご近所の相互の助け合いの意識が高まった。
- 3) 地域の要援護者と支援者(助ける人)の確認  
約70名の要援護者とその3倍のあたる約230名の支援者が登録できた。  
要援護者の中には、1人暮らしの若い女性もあったことで、地域の安全・安心活動を良く理解して頂いたと考えられる。

課題として、

- 1) 自治会は、初動として、要援護者を一時避難所へ救出班後応手当は可能であるが、それ以後のケアができない。その後のことも含め、町との連携をどのようにするのか、自治会と行政の役割分担をも含めて、今後、体制を確立する協議が必要である。
- 2) 細かい点では、無線機の利用法について基地局と子機の間隔を工夫する必要がある。  
また、本部情報班は非常に重要なポジションであり、増員の必要があった。  
紙の情報を本部や救助班へ流すには複数が必要で、コピー機がない状態ならば、記録には複写式の紙が望ましいなど、本部情報班をもっと機能的にする必要がある。

9. 参考資料

1) 擬装装具 第1回避難訓練で使用

ボランティア体験学習用福祉機材のレンタル

1/2 ページ



● サイトマップ ㊦ 文字を大きくするには

[トップ](#) > [県社協インフォメーション](#) > [ボランティアセンター利用情報](#) > ボランティア体験学習用福祉機材のレンタル

ボランティア体験学習用福祉機材のレンタル

福祉機材一覧

ボランティア講座や介護教室等の体験学習用教材として、各種福祉機材の貸し出しを行っています。

<貸出期間>1週間

<利用方法>直接、センターへ電話をし、空き状況を確認してください。予約受付ができましたら、センター所定の「福祉機材借用願い」を提出してください。

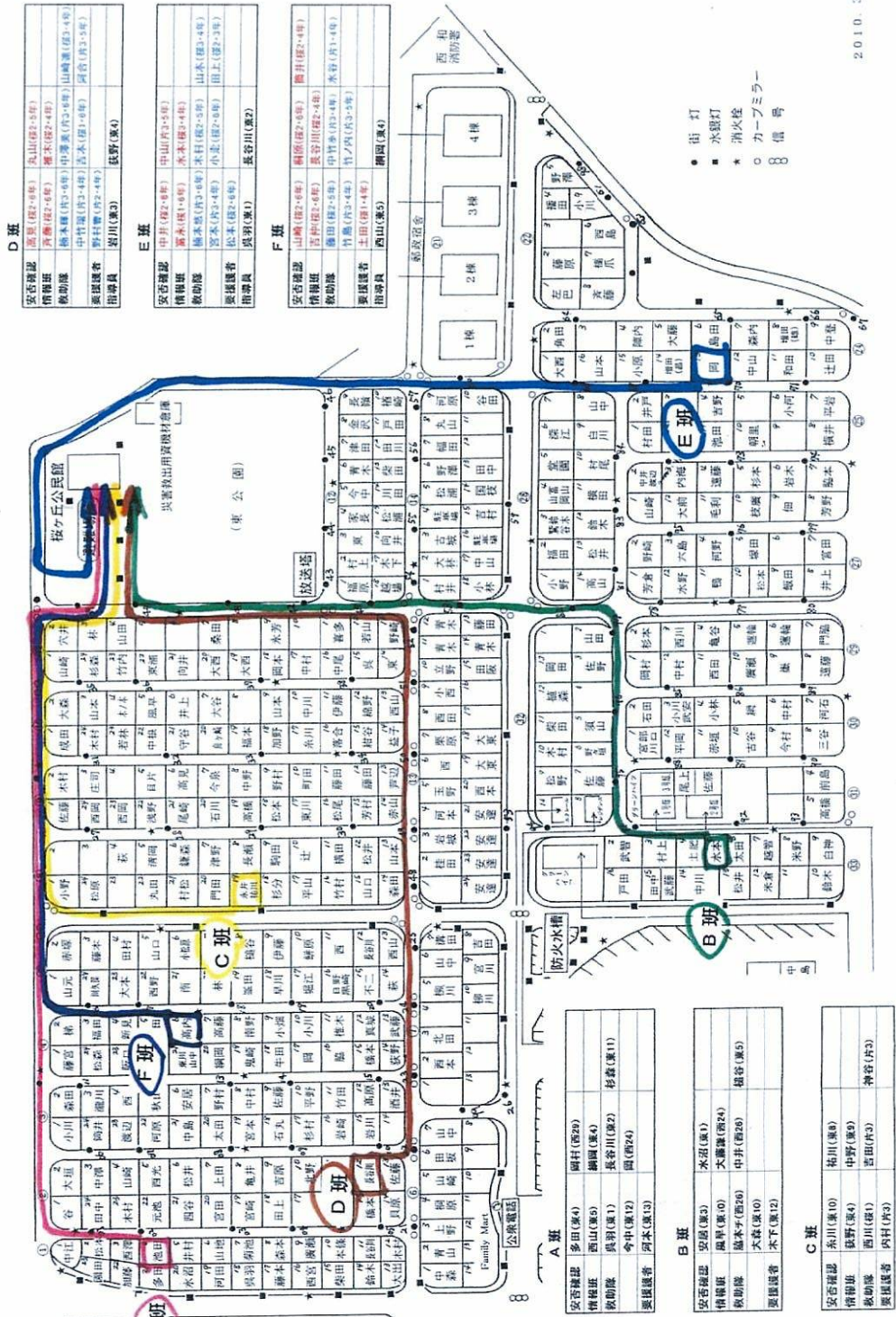
アイマスク	白杖	点字盤	車椅子
100枚	直杖 5本 折りたたみ 5本	35個	21台

高齢者擬似体験装具 もみじ箱(全身装着タイプ)	高齢者擬似体験装具 たいけんくん(片マヒ装着タイプ)	ビデオ・16mmフィルム
Lサイズ 7セット 2 Mサイズ 2セット 2	11セット	

▲ [このページのトップへ](#)

2) 避難誘導ル一卜図 (第1回田避難訓練)

災害時要援護者模擬避難訓練 避難誘導ル一卜図





3) 要援護者発見状況情報記録

第2回避難訓練で使用

要援護者発見状況情報記録

上牧町桜ヶ丘2丁目自治会

◆発見状況

日 時 分 通報者( ) 本部情報担当者( )

氏名	年齢 歳	性別 男 女	発見場所(住所) 桜2-
要援護者の位置 屋外 室内1F 室内2F 不明		要援護者登録 あり なし 不明	
意識レベル(反応) あり なし 不明		呼吸 あり なし 不明	歩行 可 不可 不明
外傷 あり なし	外傷状態		
その他の情報			

◆必要機材

担架 車椅子 リヤカー 毛布 三角巾 飲料水

ジャッキ パール チェーンソー その他( )

救助・搬送必要人員 名 不明

◆一時避難所着 日 時 分

◆救出時の特記事項 記入者名( )

◆医師・看護師所見 医師・看護師 氏名( )

● 待機群      準緊急治療群      ● 緊急治療群      ● 死亡群

◆処置

避難所収容 救護所待機 救急搬送 搬送先( )  
その他

#### 4) 参考文献・資料

- 1) 「災害時要援護者の避難訓練事例集」の公表 総務省 消防庁 平成 22 年 3 月 30 日
- 2) 「地域で支え合うための災害時要援護者サポートブック」  
安城市ボランティア連絡協議会 平成 22 年 3 月 21 日
- 3) 「災害時要援護者の避難対策の関する先進的・積極的な取組事例」  
災害時要援護者の避難対策に関する検討会 平成 18 年 3 月
- 4) {災害時要援護者の避難対策の関する検討会} 検討報告  
災害時要援護者の避難対策に関する検討会 平成 18 年 3 月
- 5) 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」  
災害時要援護者の避難対策に関する検討会 平成 18 年 3 月
- 6) 「要援護者支援と災害福祉マップづくり」  
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国民生児童委員会連合会編